

# 広島ビジネス倶楽部 入会申込書

下記必要事項をご記入の上、  
切り取り、紹介者または事務局までご提出ください。

## 紹介者

申込の際には現会員2社の紹介が必要となります。

◆ 会社名
◆ 氏名
◆ 会社名
◆ 氏名

## 年会費

正会員 32,000円 ( 会費支払い方法は年度一括払い。  
準会員 56,000円 ( 尚、途中入会の方は入会した月より会費徴収 )

年 月 日

◆ 会社名	正会員 <input type="radio"/>
	準会員 <input type="radio"/>
◆ 住所 〒 -	
◆ 部署・役職	
◆ お名前(フリガナ)	
◆ TEL ( ) -	
◆ 携帯 ( ) -	
◆ FAX ( ) -	
◆ E-mail ※PCメール	
入会后、会のお知らせ等に利用させていただきますので FAX・E-mail(PC)は必ずご記入ください。	

※世話人会での承認後、事務局から会費振込先等を連絡させていただきます。  
※ご記入いただいた住所・氏名等は会員名簿に登録し、ホームページにて公開させていただきます。また、広島ビジネス倶楽部に関してのお知らせなどにも利用させていただきます。

# 誓約書

広島ビジネス倶楽部 代表 殿

## 1 暴力団等反社会勢力に関する件

(1) 当社(私)は、広島ビジネス倶楽部入会にあたり、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、④広島県(市)暴力団排除条例(以下「条例」という。)に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者、⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するなど条例に定める暴力団関係者、⑥その他暴力団事務所に出入りするなど上記①から⑤のいずれかに準ずる者

(2) 当社(私)は、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為を行わないことを誓約します。

①脅迫的な言動又は暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いて広島ビジネス倶楽部の信用を棄損し、又は広島ビジネス倶楽部の業務を妨害する行為、⑤その他上記①から④に準ずる行為

## 2 その他

当社(私)は、広島ビジネス倶楽部の会則にてらし、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為・活動を行わないことを誓約します。

①政治活動又はこれに準ずる活動、②宗教活動又はこれに準ずる活動、③占い等の科学的知見に基づかない活動、④特定商取引法に該当する商取引、⑤上記の他法令に違反する取引及び活動

当社(私)は、上記のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合には、広島ビジネス倶楽部の会員資格を失うことに同意し、広島ビジネス倶楽部に対して、違約金、損害賠償、損失補償、原状回復、その他名目を問わず一切の請求をしないことを誓約します。

以上の全事項について、上記のとおり誓約する。

年 月 日

誓約者  
所在地・住所

名称・氏名

印